

世界 税制事情

ベトナム

【執筆者紹介】

小野瀬 貴 久 (おのせ たかひさ)
アーンスト・アンド・ヤング ベトナム ホーチミン事務所
日本公認会計士
日本の大手監査法人にて監査や株式公開業務に従事後、新日本有限責任監査法人よりアーンスト・アンド・ヤング インドネシア ジャカルタ事務所に4年間赴任後、現在はアーンスト・アンド・ヤング ベトナム ホーチミン事務所に勤務。日系法人担当マネージャーとしてホーチミンやカンボジアにおいて会計監査、税務、法人進出、デューディリジェンス等幅広い分野でアドバイスを提供。

ベトナム税制の概要

ベトナムの税制は法人所得税、個人所得税、付加価値税、特別消費税、外国契約者税等で構成されています。またこれらの税法は、Law：法律、Decree：政令、Circular：省令、Official Letterと階層的に構成されており、下位に行くほどより詳細な規定がなされています。

また、近年では、移転価格税制に関する税務当局の動向が活発化してきており、日系企業においても移転価格税制への対応が急務となっております。

法人所得税

ベトナムでの現行の法人所得税法は、2009年に施行されました。標準税率は25%であり、特定の地域や分野に優遇税制が適用されています。

(1) 納税義務者

ベトナムにおける法人所得税法上の納税義務者は、ベトナムの法令に従って設立された国内企業及びベトナムに恒久的施設を有する若しくはベトナム源泉の所得を有する外国の法令に従って設立された外国企業です。

(2) 申告

申告は四半期ごとの予定申告と年末の確定申告があります。四半期ごとの予定申告は四半期末後30日以内に、予定申告は当年の実績ベース、又は前年度の課税所得割合と本年度の実績とを用いて計算することが可能です。年度末の確定申告は期末日後90日以内に行わなければなりません。決算期末は3月、6月、9月、12月から選択することが可能です。また、欠損金の繰越は5年間認められています。

(3) 減価償却

法人所得税法では以下の三つの要件を満たすものは有形固定資産に計上され、定額法、定率法、生産高比例法のいずれかの償却方法にて償却されます。

* 固定資産の使用によって、経済的便益がもたされる

* 1年以上の使用が見込まれる

* 取得原価が10,000,000ベトナムドン（およそ500米ドル）以上の資産

また、一部技術革新の観点から加速度償却が認められるケースもあります。

耐用年数は耐用年数表に最長期間と最短期間が記載されており、その期間内であれば会社が任意に決定することが可能です。

(4) 損金不算入項目

ベトナムの法人所得税法では、原則として営業活動に直接関連のないものは損金不算入となります。

なお、損金算入要件は厳しく、厳格な証憑の管理保存が要求されているほか、経費の種類ごとに、たとえば下記のように取り扱われています。

① 人件費

確定申告書提出期限までに支払われていない未払人件費、労働契約書や労務規定に規定されていない賞与は原則として損金不算入となります。

② 広告宣伝費、販売促進費、会議費等

広告宣伝費、販売促進費、会議費等は、損金算入可能費用の総額の10%まで損金として認められます。

③ 研究開発積立金

研究開発積立金は、合理的に見積られることを前提に課税所得の10%まで損金算入が認められます。

④ 貸倒引当金

貸倒引当金は一定の条件の下、損金算入が可能です。

⑤ 借入利息

払込資本金額が定款記載の授權資本金額に満たない場合には、その不足額同額の借入金からの借入利息は損金不算入となります。

個人所得税

2009年に施行された現行の個人所得税法の英語表記は“Personal Income Tax”となっています。

しかし、改定前の名称は“Personal Income Tax on High Income Earners”，すなわち高額所得者を対象とした個人所得税でした（なお、2008年末の時点で月額300米ドル以下の所得に対しては所得税率0%が適用されていました）。

ベトナムの個人所得税法においては、暦年若しくは連続する12カ月の間に183日以上滞在する者、又は課税年度内で90日以上の一定の居住地を国内に有する者が税務上の居住者となります。

また、日越租税条約においても、以下の要件を満たしている場合には短期免税者となります。

* ベトナム滞在期間が暦年で183日未満であること

* 報酬がベトナムの居住者ではない雇用者、又はこれに代わる者から支払われること

* 報酬がベトナム国内の恒久的施設や固定施設によって負担されないこと

ただし、短期免税の適用を受けるためには、居住地国の税務当局が発行した居住者証明書を添付のうえ、ベトナムの税務署に対し事前の申請を行う必要があります。

居住者は、全世界所得に対して課税が行われます。所得税率は累進課税が適用されており、月額8,000万ドン（およそ4,000米ドル）を超える課税所得に関しては最高税率の35%

が適用されます。

居住者及び非居住者は共に納税者番号（タックスコード）を取得し、月次の申告納税及び年度末の確定申告を行う必要があります。

個人所得税の月次申告及び納税期限は翌月20日までであり、また年末の確定申告は3月末までに申告納税をする必要があります。

付加価値税

ベトナム国内で付加価値税の対象となる物品やサービスを製造、販売、輸入する法人又は個人は、付加価値税の申告納税義務を有しています。日本の消費税同様、売上時に付加価値税を徴収し（売上VAT）、仕入時に付加価値税を支払い（仕入VAT）、その差額を納税又は還付請求することになります。

付加価値税の標準税率は10%ですが、10%取引以外にも、0%取引、5%取引、非課税取引があります。

(1) 0%取引

主に輸出する物品やサービスに適用される税率であり、輸出加工業者との取引で輸出加工に関連すると考えられる取引は0%取引とされます。

0%取引は、税率は0%であるものの、付加価値税の課税対象取引となるため、通常通り付加価値税の申告納税義務があり、結果として仕入付加価値税の控除や還付が認められています。

(2) 5%取引

水、飼料、農作物、農業用機器、医療機器等の必需品に該当するものは5%取引とされ、5%の付加価値税が適用されます。

(3) 非課税取引

土地使用権の売買、保険、株式取引、医療

サービス、未加工の金や鉱物、輸出品の製造のため輸入された原材料等、付加価値税の性質になじまないものは、非課税取引となります。

非課税取引については付加価値税の申告納税義務がないため、当該取引に対応する仕入付加価値税の控除や還付も認められていません。

ベトナムは日本と異なりインボイス方式によって納税額を計算するため、以下のような仕入付加価値税の控除要件があります。

- * 支払いの際に受け取ったVATインボイスが正式なもので、記載内容に漏れや誤りが無いこと
 - * 支払金額が2,000万ドン（およそ1,000米ドル）以上の取引の場合には、支払いを証明するための証憑（銀行の送金証明書）が必要となること
 - * 製品やサービスの輸出の場合には、契約書及び通関書類が必要となること
- 付加価値税の申告納税は、翌月20日までに実施する必要があり、年次の確定申告は必要ありません。また、下記のいずれかの場合には付加価値税の還付が可能です。
- * 連続する3カ月以上の期間で控除しきれなかった仕入付加価値税がある場合
 - * 控除可能な仕入付加価値税が2億ドン（およそ1万米ドル）以上ある場合
 - * 開業から生産開始までに1年以上の時間を要する場合（この場合は年度毎に還付請求することになります）

特別消費税

特別消費税は特定の物やサービスの提供に対して課税されます。基本的には嗜好品に課税されており、税率も高く設定されています。なお、付加価値税と大きく異なる点は、最終消費者がこれらの商品、サービスを購入する場合には特別消費税という名目では徴収され

ず、販売価格に税金相当額を付加して最終消費者に販売するため、納税義務者は当該製品の生産者や提供者となる点です。

外国契約者税

外国契約者税（Foreign Contractor Tax：FCT）とは、外国人又は外国法人がベトナムの個人又は内国法人との間で契約を交わし、ベトナム国内でサービスの提供を行った結果として得られる所得に対して課税される税金です。

外国契約者税は、付加価値税分と法人税分から構成されています。

外国契約者税の課税のタイミング及び納税義務者は、サービスを提供する外国法人がベトナム会計システムを採用するか否かにより異なります。ベトナム会計システムとは、ベ

トナム会計基準によって会計帳簿を作成しベトナム法人と同様に納税者番号を取得し申告納税する必要があるため、外国法人がベトナム会計を採用していないケースがほとんどです。

この場合、申告納税義務者はベトナム法人となり、ベトナム法人が契約金額を支払う際に税金を源泉徴収し、10日以内に申告することになります。この場合の税率は、下記のみなし税率が適用されます。

現在、法人税部分に関してはベトナム会計システムを適用せずにみなし法人税を支払い、付加価値税部分に関してのみベトナム会計システムを適用するハイブリッド方式も認められています。ハイブリッド方式を採用することにより、仕入付加価値税を売上付加価値税から控除することが可能となるため、建設プロジェクトの際などに多く利用されています。

項目	みなし付加価値税	みなし法人税
トレーディング：商品、原材料、資材、機械及び設備などの手配	－	1%
サービス、リース	5%	5%
建設資材や機械及び設備の提供を伴う建設及び掘付	3%	2%
建設資材や機械及び設備の提供を伴わない建設及び掘付	5%	2%
運送	3%	2%
製造	3%又は1.5%	2%
航空機及び航空機のエンジン又は部品、船舶のリース	－	2%
再保険	－	2%
証券譲渡	－	0.1%
貸付利息	－	10%
ロイヤリティー	－	10%

移転価格税制

ベトナムでは、2006年施行、2005年12月付 Circular 117によって移転価格税制が導入されましたが、しばらくの間は税務当局も移転価格税制に積極的ではなく、法人も当該法令を遵守しているとは言い難い状況が続いていました。

ところが2010年付け Circular 66の発行に前後し、税務当局は日本やオーストラリアでの海外研修、各地方税務当局での講習を実施し、また、2011年にはインターネットを通じて、納税者や税務職員を対象としたアンケートを実施しました。

こうしたことから、近年では、税務当局は移転価格への取り組みを強化していると考えられるため、法人は①移転価格フォームを確定申告書提出時に毎年開示し、②移転価格文書を適宜作成保管することが重要となります。

税務調査

ベトナムでは、税務調査は3年に一度程度と言われていますが、法人によっては毎年税務調査を受けている法人や長らく税務調査を受けていない法人等様々です。また、個人所得税の税務調査も頻繁に実施されております。

税務調査の前には事前に正式な通知があり、最長で30日間の税務調査が実施された後に税務調査結果が送付されます。

罰則金は過去5年間までは遡って課されることが可能と定められていますが、実際にはさらに長い期間の罰則を受けることもあります。

罰則金は税金支払いの遅延金として一日当たり0.05%が課され、租税回避目的などの悪質性が認められる場合は当該租税回避金額の3倍までの金額を罰則金として課税することができます。

おわりに

昨今における日系企業のベトナム進出は再び加熱しており、チャイナプラスワン戦略における有力な候補地としてベトナムへの進出を考えられている企業は多数あるようです。

ベトナムの人口推移や年齢別人口ピラミッド及び経済成長率は50年前の日本のそれらと非常に類似していると言われ、昨今のベトナムへの進出は生産拠点としての進出のみならず、販売拠点としての進出も数多く見受けられます。

一方で2007年のWTO加盟以降内外格差の是正のための優遇税制撤廃の方向や、度重なる税制改定、移転価格税制の適用、さらには担当官による判断の相違等、税務問題はベトナムでのビジネスを実施する上で大きなリスク要因の一つとなっており、今後の動向にも注意が必要です。